

【米国】 査定系再審査（ex parte reexamination）における実質的利害関係者（RPI）の開示義務化に関する規則改正案

米国特許商標庁（USPTO）は、2026 年 7 月 22 日付の連邦官報（91 FR 46038、Docket No. PTO-P-2025-0545、RIN 0651-AD94）において、査定系再審査請求（ex parte reexamination request）の第三者請求人に対し、全ての実質的利害関係者（real parties in interest : RPI）を開示する陳述書の提出を義務付ける規則改正案（Notice of Proposed Rulemaking）を公表しました。

現行の 37 CFR 1.501(d)の下では、第三者請求人は自己の身元を開示することなく査定系再審査を請求することができ、37 CFR 1.510(b)(6)に基づき、当事者系レビュー（IPR）または付与後レビュー（PGR）に係る禁反言規定（35 U.S.C. 315(e)(1)および 325(e)(1)）に抵触しない旨の証明書（certification）を提出すれば足りるとされています。しかし、USPTO は、近年、IPR または PGR で既に争われた特許を対象とする査定系再審査請求が増加していることを踏まえ、全ての RPI がこれらの禁反言規定の適用対象となるか否かを USPTO が独自に確認できない現状には課題があると指摘しています。

今回の改正案では、新たに 37 CFR 1.510(b)(7)を追加し、第三者請求人に対し、全ての RPI を特定する陳述書を、査定系再審査請求とは別紙として、USPTO の電子出願システムの要件に従い電子的に提出することを義務付けます。

提出された陳述書は、原則として特許ファイルおよび再審査ファイルの一部として保存・公開されます。ただし、第三者請求人が書面により非公開を請求した場合には、当該陳述書はこれらのファイルから除外され、非公開として取り扱われます。これにより、公衆に対する匿名性を維持し得る一方で、USPTO に対しては全ての RPI の身元が開示されることとなります。

また、37 CFR 1.501(d)についても、匿名提出が認められるのは、同条に基づく先行技術文献等の提出に限られることを明確化する改正が併せて提案されています。

USPTO は、本改正の背景として、2012 年の AIA 関連規則制定時にも同様の RPI 開示要件が提案されたものの、第三者による制度利用を萎縮させるおそれなどへの懸念から最終規則では採用が見送られた経緯を説明しています。その上で、現行の証明書提出義務や 37 CFR 11.18 に基づく誠実義務のみでは禁反言規定の実効性を十分に確保できないと判断したとしています。

さらに、本改正案は、先に公表された PTAB 規則改正案（37 CFR 42.108(e)(5)）とも関連しており、査定系再審査において特許性が確認された請求項について、その後の IPR 請求を制限する制度との整合性を図ることも目的としています。

なお、本改正案に対する意見募集期間は 2026 年 8 月 21 日までです。

2026 年 7 月 22 日付け連邦官報全文は以下 URL から入手できます。
<https://www.federalregister.gov/documents/2026/07/22/2026-14793/requirement-to-identify-all-real-parties-in-interest-to-a-third-party-request-for-an-ex-parte>